

## 学校法人神奈川歯科大学 看護師育成奨学金貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、神奈川歯科大学附属病院または横浜クリニック（以下「本院等」という。）への就業を希望する学生に奨学金を貸与し、優秀な看護師の養成と人材の確保のために必要な事項を定める。

### (貸与の対象)

第2条 神奈川歯科大学短期大学部看護学科に在学する者で、次の各号のいずれにも該当する学生とする。

- (1) 就学態度および成績が優れ、かつ健康であること。
- (2) 看護師資格を取得後、神奈川歯科大学附属病院または横浜クリニックへの就業の意思を有すること。
- (3) 類似の奨学金（看護師として特定の医療機関等に勤務することを条件とした奨学金）を受けてないこと。

### (奨学金の種類及び貸与)

第3条 奨学金の種類は、次の各号に定める2種類とする。奨学金の貸与は、第1種奨学金のみ、または第1種・第2種奨学金併用とし、第2種奨学金のみの貸与は行わない。

- (1) 第1種奨学金は、看護師資格を取得後直ちに本院等に就業し、貸付期間以上の勤務により返済が全額免除となるもの。
- (2) 第2種奨学金は、看護師資格を取得後直ちに本院等に就業し、月額20,000円を給与より返還する義務を負うもの。

### (貸与期間及び貸与額)

第4条 奨学金を貸与する期間は、貸与が決定した日の属する月から卒業年度の3月までとする。

2 奨学金は、月額50,000円とし、無利息とする。

### (申請等の手続)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする学生は、次の書類を提出し選考を受けなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書
- (2) 成績証明書
- (3) 健康診断書

2 選考により貸与を認められた学生は、奨学金貸与に関する誓約書を提出しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 神奈川歯科大学附属病院病院長または横浜クリニック院長は、第4条の規定に基づき申請書類が提出されたときは、選考の上貸与の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(奨学金の貸付額等)

第7条 奨学金の月額は次のとおりとする。

- (1) 月額 50,000 円
- (2) 最終の貸付を受けた日から1ヶ月以内に、その貸付金額についての借用書を提出しなければならない。
- (3) 奨学金の貸付額は無利息とする。

(貸与の中止)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する翌月から貸付を中止する。

- (1) 奨学金の貸与を辞退したとき。
- (2) 退学または除籍となったとき。
- (3) 心身の故障のため修学の継続が困難と認められるとき。
- (4) 修学態度または学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (5) 虚偽その他不正の手段により奨学金の貸与を受けたとき。
- (6) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(休学、留年時の措置)

第9条 奨学生が引き続き1ヶ月を超えて休学したときには、休学期間中の奨学金の貸与を休止する。

2 奨学生が留年したときには、次年度の奨学金の貸与を休止し、進級したときに貸与を再開する。

(返還の免除)

第10条 奨学生が次の各号に該当する場合、貸付を受けた第1種奨学金の全額または一部の返還を免除する。

- (1) 奨学生が卒業した日から1年以内に免許を取得し、直ちに本院等に採用され、貸与期間に相当する期間業務に従事したとき。

(2) 前号の他、理事長がやむを得ない事情であると認めたとき。

(返還)

第11条 奨学生が次の各号に該当する場合、貸付を受けた奨学金の全額を直ちに一括返済しなければならない。

(1) 第8条の規程により奨学金の貸与を中止したとき。

(2) 本院等職員として採用されなかったとき。

(3) 看護師資格を取得後、直ちに本院等へ就業しなかったとき。

(4) 卒業した日から1年以内に免許を取得できないとき。

2 奨学生が本院等に採用後、貸与期間に相当する期間業務に従事しなかった場合には、第1種奨学金については残余の期間に相当する額を、第2種奨学金については残余の額を直ちに一括返還しなければならない。

3 第2種奨学金併用の貸与を受けたものが本院等に採用後、貸与期間に相当する期間業務に従事し辞めた場合には、奨学金返還計画書を提出し、残余の額を完済まで毎月20,000円返還しなければならない。

(返還の猶予)

第12条 奨学生が次の各号に該当する場合、貸付を受けた奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難な状況にあると認めるとき。

(2) 前号の他、理事長がやむを得ない事情であると認めるとき。

2 前項の規定による奨学金の返還の猶予を求める奨学生は、返還猶予申請書および事実を確認できる書類等を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めのない事項については、理事長が別にこれを定める。

附則 この規程は平成25年4月1日から施行する。